

								(一) (一)以外のもの		○			総合事務所長
33 同法第70条第1項の規定による破碎業の変更の許可			○			総合事務所長		33 同法第70条第1項の規定による破碎業の変更の許可 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの	○	○			総合事務所長
34 同法第70条第2項において準用する同法第69条第2項の規定による破碎業者への変更の不許可処分の通知			○			総合事務所長		34 同法第70条第2項において準用する同法第69条第2項の規定による破碎業者への変更の不許可処分の通知 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの	○	○			総合事務所長
35 同法第71条第1項の規定による破碎業の変更の届出の受理					○	総合事務所長		35 同法第71条第1項の規定による破碎業の変更の届出の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの		○	○		総合事務所長
36 同法第72条において準用する同法第64条の規定による破碎業の発業等の届出の受理					○	総合事務所長		36 同法第72条において準用する同法第64条の規定による破碎業の発業等の届出の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの		○	○		総合事務所長
37 同法第72条において準用する同法第66条の規定による破碎業の許可の取消し又は業務の停止命令			○			総合事務所長		37 同法第72条において準用する同法第66条の規定による破碎業の許可の取消し又は業務の停止命令 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの	○	○			総合事務所長
略								略					
42 同法第25条第1項又は第2項の規定による警察本部長への意見聴取			○			総合事務所長		42 同法第25条第1項及び第2項の規定による警察本部長への意見聴取 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの	○	○			総合事務所長
43 同法第26条の規定による警察本部長からの意見の受理			○			総合事務所長		43 同法第26条の規定による警察本部長からの意見の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの	○	○			総合事務所長
44 同法第27条の規定による関係行政機関への照会			○			総合事務所長		44 同法第27条の規定による関係行政機関への照会 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの	○	○			

							(一) (一)以外のもの		○			総合事務所長
						○ 総合事務所長	45 同法第30条第1項又は第2項の規定による関連事業者及び情報管理センターに対する報告の収取					
						○ 総合事務所長	46 同法第31条第1項の規定による立入検査					
十二 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調停等に関する条例(平成17年鳥取県条例第88号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第5条第1項又は第5項の規定による事業計画書の受理又は当該申請書の送付					○ 総合事務所長	十一 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続計画書の受理又は当該申請書の送付 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(但し分類に係るもの又は告示総覽を要するものに限る) (二) (一)以外のもの					
	略					○ 総合事務所長	4 同条例第6条第1項又は第2項の規定による周知計画書の受理又は当該周知計画書の送付 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(但し分類に係るもの又は告示総覽を要するものに限る) (二) (一)以外のもの					
	5 同条例第6条第3項の規定による市町村長の意見の受理					○ 総合事務所長	5 同条例第6条第3項の規定による市町村長の意見の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(但し分類に係るもの又は告示総覽を要するものに限る) (二) (一)以外のもの					
	6 同条例第7条第1項の規定による現地調査の実施					○ 総合事務所長	6 同条例第7条第1項の規定による現地調査の実施 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(但し分類に係るもの又は告示総覽を要するものに限る) (二) (一)以外のもの					

					○ 総合事務所長					○ 総合事務所長		
7 同条例第7条第2項の規定による周知計画の修正の指示					○ 総合事務所長					○ 総合事務所長		
8 同条例第8条第1項又は第2項の規定による市町村長等への照会又は当該照会の結果の通知					○ 総合事務所長					○ 総合事務所長		
9 同条例第11条の規定による意見書の受理					○ 総合事務所長					○ 総合事務所長		
10 同条例第12条第1項の規定による見解書の受理					○ 総合事務所長					○ 総合事務所長		
11 同条例第13条第1項の規定による指導及び助言					○ 総合事務所長					○ 総合事務所長		
12 同条例第13条第2項の規定による市町村長への協力の要請					○ 総合事務所長					○ 総合事務所長		
13 同条例第14条の規定による実施状					○ 総合事務所長							

								況報告書の受理 （一）日野総合事務所の所管区域に係るもの（但し分類に係るもの又は告示範囲を要するものに限る。） （二）（一）以外のもの				○			
14 同条例第15条第1項の規定による実施状況報告書等の送付					○	総合事務所長						○	総合事務所長		
15 同条例第15条第2項の規定による市町村長の意見の聴取					○	総合事務所長						○	総合事務所長		
16 同条例第16条第1項の規定による合意形成に関する審査結果の通知等					○	総合事務所長						○	総合事務所長		
17 同条例第16条第3項の規定による実施状況報告書の受理					○	総合事務所長						○	総合事務所長		
18 同条例第17条第1項の規定による意見の調整の申出の受理					○	総合事務所長						○	総合事務所長		
略							略								
24 同条例第20条第2項の規定による					○	総合事務所長		24 同条例第20条第2項の規定による							

	協定の締結に関する助言								協定の締結に関する助言 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(但し分類に係るもの又は告示範囲を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの					○		○	総合事務所長
25	同条例第21条第1項又は第2項の規定による変更届出書の受理又は当該届出書の送付					○	総合事務所長		25 同条例第21条第1項又は第2項の規定による変更届出書の受理又は当該届出書の送付 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(但し分類に係るもの又は告示範囲を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの					○		○	総合事務所長
26	同条例第22条第1項の規定による廃止届出書の受理					○	総合事務所長		26 同条例第22条第1項の規定による廃止届出書の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(但し分類に係るもの又は告示範囲を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの					○		○	総合事務所長
27	同条例第22条第3項の規定による市町村長への通知					○	総合事務所長		27 同条例第22条第3項の規定による市町村長への通知 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(但し分類に係るもの又は告示範囲を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの					○		○	総合事務所長
	略								略								
30	同条例第29条第3項の規定による協定の締結に関する助言						○	総合事務所長	30 同条例第29条第3項の規定による協定の締結に関する助言 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(但し分類に係るもの又は告示範囲を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの					○		○	総合事務所長
31	同条例第37条の規定による報告の徵収						○	総合事務所長	31 同条例第37条の規定による報告の徵収 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(但し分類に係るもの又は告示範囲を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの					○		○	総合事務所長
32	同条例第38条第1項又は2項の規定による勧告						○	総合事務所長	32 同条例第38条第1項又は2項の規定による勧告								

くらしの安心推進課	七 調理師法 昭和33年法律第147号に基づく知事の権限に属する事務	略							(一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分権に係るもの又は告示掲載を要するものに限る) (二) (一)以外のもの						
		略													
	八 調理師法施行令(昭和33年政令第303号)に基づく知事の権限に属する事務	略							略						
		1 同令第11条第1項の規定による調理師の名簿の訂正			○										
	九 製薬衛生師法(昭和41年法律第115号)に基づく知事の権限に属する事務	2 同法第5条第3項の規定による調理師免許証の交付			○				略						
		3 同令第13条第1項の規定による調理師免許証の書換え交付			○										
		4 同令第14条第1項の規定による調理師免許証の再交付			○										
	略							略							
	十 製薬衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)	2 同法第7条第2項の規定による製薬衛生師の免許又は同令第3項の規定による製薬衛生師免許証の交付			○				略						
		1 同令第3条第1項の規定による製薬衛生師の名簿の訂正													

号に基づく知事の権限に属する事務								号に基づく知事の権限に属する事務	(一) 東部総合事務所の所管区域に係るもの	(二) (一)以外のもの					○ 東部総合事務所長
	2 同令第4条第1項の規定による製糞衛生師の名簿の登録の消除	○	総合事務室長	○											
3 同令第5条第1項の規定による製糞衛生師免許証の書換え交付		○				総合事務室長									○ 東部総合事務所長
4 同令第6条第1項の規定による製糞衛生師免許証の再交付		○				総合事務室長									○ 東部総合事務所長
十一 鳥取県ふぐり野村い等に関する条例(平成6年鳥取県条例第7号)に基づく知事の権限に属する事務	略							十一 鳥取県ふぐり野村い等に関する条例(平成6年鳥取県条例第7号)に基づく知事の権限に属する事務	略						○ 東部総合事務所長
略															
十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2 略							十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2 略						
	3 同法第6条第3項の規定による変更の届出の受理						○		3 略						
	4 同法第7条第2項の規定による地位承継の届出の受理						○		4 略						
	5 略								5 略						
	6 略								6 略						
	7 同法第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の就職又は変更の届出の受理						○		7 略						
	8 略								8 略						
	9 同法第14条の規定による食鳥処理場の廃止等の届出の受理						○		9 略						
	10 略								10 略						
	11 略								11 略						
	12 同法第16条第7項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認状況の						○		12 略						

		の要求並びに必要な勧告及び助言 (→ 53、58又は59の認可等に係るもの (二) 51の認可に係るもの (三) 21、22、27、29、32、33、35、37、38、39又は40の許可等に係るもの	○ ○	○	総合事務所長		の要求並びに必要な勧告及び助言 (→ 54、59又は60の認可等に係るもの (二) 52の認可に係るもの (三) 21、22、28、30、32、34、36、38、39、40又は41の許可等に係るもの	○ ○	○	総合事務所長	
		68 同法第81条第1項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分及び必要な是正措置の執行命令等並びに同条第2項の規定による執行、公告 (一) 53、58又は59の認可等に係るもの (二) 51の認可に係るもの (三) 21、22、27、29、32、33、35、37、38、39又は40の許可等に係るもの	○ ○	○	総合事務所長		69 同法第81条第1項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分及び必要な是正措置の執行命令等並びに同条第2項の規定による執行、公告 (一) 54、59又は60の認可等に係るもの (二) 52の認可に係るもの (三) 21、22、28、30、32、34、36、38、39、40又は41の許可等に係るもの	○ ○	○	総合事務所長	
		69 同法第81条第3項の規定による必要な是正措置の執行命令等をした旨の公示 (一) 53、58又は59の認可等に係るもの (二) 51の認可に係るもの (三) 21、22、27、29、32、33、35、37、38、39又は40の許可等に係るもの	○ ○	○	総合事務所長		70 同法第81条第3項の規定による必要な是正措置の執行命令等をした旨の公示 (一) 54、59又は60の認可等に係るもの (二) 52の認可に係るもの (三) 21、22、28、30、32、34、36、38、39、40又は41の許可等に係るもの	○ ○	○	総合事務所長	
		70 同法第82条第1項の規定による立入検査 (一) 68の(一)の監督処分を行うためのもの (二) 68の(二)の監督処分を行うためのもの (三) 68の(三)の監督処分を行うためのもの	○ ○	○	総合事務所長		71 同法第82条第1項の規定による立入検査 (一) 69の(一)の監督処分を行うためのもの (二) 69の(二)の監督処分を行うためのもの (三) 69の(三)の監督処分を行うためのもの	○ ○	○	総合事務所長	
		71 略					72 略				
四 都市公園法施行規則 昭和44年 建設省令第49号に基 づく知事の権限に属す る事務(市町村長に委 任したものと除く。)	1 同令第80条の規 定による書面の交付 (一) 景観まちづくり課の所の三 の21、22、24、32、33又は35の 許可に係るもの				○	総合事務所長	四 都市公園法施行規則 昭和44年 建設省令第49号に基 づく知事の権限に属す る事務(市町村長に委 任したものと除く。)			○	総合事務所長
	略						略				
八 鳥取県屋外広告物条例 昭和37年 6 同条例第10条の2第1項の規定による屋		□					八 鳥取県屋外広告物条例 昭和37年 6 同条例第10条の2第1項の規定による屋		□		

例第31号に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したもの)を除く。)	による屋外広告業の登録及び同条第3項の規定による更新の登録							例第31号に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したもの)を除く。)	外広告業の登録及び同条第3項の規定による更新の登録					
7 同条例第10条の4第1項の規定による屋外広告業者登録簿への登録及び同条第2項の規定による登録をした旨の通知				○				7 同条例第10条の4第2項の規定による屋外広告業者登録簿への登録及び登録をした旨の通知			○			
8 同条例第10条の5第1項の規定による屋外広告業の登録の拒否の決定及び同条第2項の規定による拒否した旨の通知		○						8 同条例第10条の5第2項の規定による屋外広告業の登録の拒否の決定及びその旨の通知	○					
略								略						
10 同条例第10条の9の規定による屋外広告業者登録簿からの抹消					○			10 同条例第10条の9の規定による屋外広告業者登録簿からの抹消		○				
略								略						
略														
十四 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による建築基準法等の適用を除外する建築物の指定及び認定					○		2 同法第4条第7項の規定による建築主事の所轄区域の指定	○					
	3 同法第6条第1項第4号の規定による建築主事の確認を要する区域の指定	○						4 同法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定確認検査機関の指定	○					
	5 同法第6条の2第4項の規定による建築主及び指定確認検査機関への通知							6 同法第7条の3第1項の規定による特定工種の指定	○					
	7 同法第7条の3第8項の規定による特定工種の解除	○						7 同法第9条第1項の規定による違反建築物等の工事の施工の停止等の命令				○	総合事務部長	
	8 同法第7条の6第1項第1号の規定による検査証の交付前の建築物の使用の禁止							8 同法第7条の6第1項第1号の規定による検査証の交付前の建築物の使用の禁止			○	総合事務部長		
	9 同法第9条第4項の規定による違反建築物等の工事の施工の停止等の命令							9 同法第9条第1項の規定による違反建築物等の工事の施工の停止等の命令			○	総合事務部長		
	10 同法第9条第4項(同法第45条第2項において準用する場合を含)							10 同法第9条第4項(同法第45条第2項において準用する場合を含)			○	総合事務部長		

			む。)の規定による違反建築物の所有者等からの意見の聴取						
11	同法第9条第5項(同法第45条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違反建築物の所有者等に対する通知及び公告						○	総合事務局長	
12	同法第9条第7項(同法第10条第2項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による違反建築物等の使用禁止等の命令						○	総合事務局長	
13	同法第9条第8項(同法第10条第2項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定において準用する同条第4項の規定による違反建築物の所有者等からの意見の聴取						○	総合事務局長	
14	同法第9条第9項(同法第10条第2項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による違反建築物等の公示の施行等の停止等の命令又は当該命令等の取消し						○	総合事務局長	
15	同法第9条第10項の規定による緊急の需要がある場合の違反建築物等の工事の施工等の停止の命令						○	総合事務局長	
16	同法第9条の2の規定による建築監視員の任命	○							
17	同法第9条の3第1項の規定による違反建築物の設計者等の氏名等の通知	○							
18	同法第10条第1項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等の除外の勧告						○	総合事務局長	
19	同法第10条第2項の規定による勧告に係る措置をとることの命令						○	総合事務局長	
20	同法第10条第3項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等の除外の命令						○	総合事務局長	
21	同法第11条第1項の規定による公益上著しく支障が						○	総合事務局長	

			ある既存の建築物の移設等の命令						
22	同法第12条第5項の規定による建築物の敷地整備等の報告・請求						○	総合事務所長	
23	同法第14条第1項の規定による国土交通大臣に対する助言等の要求		○						
24	同法第14条第2項の規定による建築主事を置く市町村長に対する勧告等の実施		○						
25	同法第15条第4項の規定による建築絵図の作成及び当該建築絵図の国土交通大臣への送付		○						
26	同法第16条の規定による建築主事を置く市町村長に対する報告等の要求		○						
27	同法第17条第3項及び第10項の規定による市町村長に対する必要な措置をとるべきことの指示		○						
28	同法第18条第13項第1号の規定による検査結果の交付前の建築物の仮使用の承認						○	総合事務所長	
29	同法第18条第14項の規定による国等の垂れ建築物に係る通知及び要請						○	総合事務所長	
30	同法第22条第1項の規定による区域の指定並びに同条第2項の規定による当該区域の指定についての都道府県都市計画審議会の意見の聽取及び関係市町の同意の取得		○						
31	同法第42条第1項の規定による道路の幅員を6メートルとする区域の指定		○						
32	同法第42条第1項第4号の規定による道路法等による道路の新設等の事業計画のある道路の指定						○	総合事務所長	
33	同法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定						○	総合事務所長	
34	同法第42条第2項の規定による幅員4メートル未満の道の指定		○						
35	同法第42条第3		○						

		項の規定による土地の状況によりやむを得ない場合における水平距離の指定						
36	同法第42条第4項の規定による道路の指定					○	総合事務所長	
37	同法第43条第1項ただし書の規定による建築物の敷地の接道要件を適用しない建築物の建築の許可					○	総合事務所長	
38	同法第44条第1項第2号及び第4号の規定による道路内掌における建築物の建築等の許可					○	総合事務所長	
39	同法第44条第1項第3号の規定による地区計画等区域内の道路の上空等に設ける建築物の建築の認定					○	総合事務所長	
40	同法第45条第1項の規定による私道の変更等の禁止又は制限					○	総合事務所長	
41	同法第46条第1項の規定による壁面線の指定及び同条第3項の規定による公示					○	総合事務所長	
42	同法第46条第1項の規定による壁面線の指定に係る利害関係を有する者からの意見の聽取					○	総合事務所長	
43	同法第47条ただし書の規定による壁面線を超えた歩廊の柱等の建築の許可					○	総合事務所長	
44	同法第48条の規定による用途地域内における構築物の建築の許可					○	総合事務所長	
45	同法第48条第13項の規定による用途地内に建築物を建築することができる場合等の許可に係る利害関係を有する者からの意見の聽取及び同条第14項の規定による公示					○	総合事務所長	
46	同法第1条ただし書の規定による卸売市場等の商業等の許可					○	総合事務所長	
47	同法第52条第1項第6号の規定による容積率の指定	○						
48	同法第2条第2項の規定による前面道路幅員に乘じる係数の指定	○						

49	同法第52条第8項の規定による指定区域内の容積率緩和のために別に定める数値の指定						
50	同法第52条第8項第1号の規定による区域の指定						
51	同法第52条第10項、第11項及び第14項の規定による容積率の制限の緩和の許可						総合事務所長
52	同法第53条第1項第6号の規定による建ぺい率の指定						
53	同法第53条第3項の規定による建ぺい率の特例を適用する敷地の指定						
54	同法第53条第4項の規定による壁面線の指定がある場合等における法定の建ぺい率の限度を超える建築物の建築の許可						総合事務所長
55	同法第53条第5項の規定による建ぺい率の限度を超える建築物の建築の許可						総合事務所長
56	同法第53条の2第1項の規定による建築物の敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可						総合事務所長
57	同法第55条第2項の規定による高さの限度を12メートルとする建築物の認定						総合事務所長
58	同法第56条第3項の規定による建築物の高さの限度を超える建築物の建築の許可						総合事務所長
59	同法第56条第1項の規定による隣地斜面に係る数値の指定						
60	同法第56条の2第1項ただし書の規定による日影による高さの制限を超える中高層の建築物の建築の許可						総合事務所長
61	同法第57条第1項の規定による建築物の高さの制限を適用しない高架の工作物内に設ける建築物の認定						総合事務所長
62	同法第57条の2第3項の規定による特例容積率の限度の指定						総合事務所長
63	同法第57条の2						総合事務所長

									第41項の規定による特例容積率の限度等の公告							
64	同法第57条の3 第21項の規定による特例容積率の指定の取り消し															総合事務所長
65	同法第57条の3 第31項の規定による特例容積率の指定を取消した旨の公告															総合事務所長
66	同法第57条の4 第1項ただし書の規定による特例容積率適用区域内外における建築物の高さの最低限度を超える建築物の許可															総合事務所長
67	同法第59条第1項第3号の規定による高度利用地区内の容積率等の制限を適用しない建築物の建築の許可															総合事務所長
68	同法第59条第4項の規定による高度利用地区内における建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の建築の許可															総合事務所長
69	同法第59条の2 第1項の規定による容積率等の制限を超える建築物の建築の許可															総合事務所長
70	同法第60条の2 第1項第3号の規定による都市再生特別地区内の建築物の容積率等の制限を適用しない建築の許可															総合事務所長
71	同法第67条の2 第31項の規定による敷地面積が最低限度に満たない建築物の許可															総合事務所長
72	同法第67条の2 第51項の規定による壁面の位置の制限を適用しない建築物の許可															総合事務所長
73	同法第67条の2 第91項の規定による防災都市計画施設に係る開口率及び高さの制限を適用しない建築物の許可															総合事務所長
74	同法第68条第1項第2号の規定による景観地区内における高さの最高限度を超える建築物 又は最低限度に満たない建築物の許可															総合事務所長
75	同法第68条第2項第2号の規定による景観地区内における壁面の位置															総合事務所長

						の制限を適用しない建築物の許可						
76	同法第68条第3項第2号の規定による景観地区内における敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可											総合事務所長
76の2	同法第68条第5項の規定による景観地区内における建築物の高さの制限を適用しない建築物の認定											総合事務所長
77	同法第68条の3第1項の規定による地区計画等に係る容積率の制限を適用しない建築物の認定											総合事務所長
78	同法第68条の3第2項の規定による再開発等(街区等)に係る建ぺい率の制限を適用しない建築物の認定											総合事務所長
79	同法第68条の3第3項の規定による再開発等(街区等)に係る建ぺい率の制限を適用しない建築物の認定											総合事務所長
80	同法第68条の3第4項の規定による再開発等(街区等)に係る建築物の高さの制限を適用しない建築物の認定											総合事務所長
81	同法第68条の4の規定による地区計画等の区域内の容積率の最高限度に関する条例の規定を適用しない建築物の認定											総合事務所長
82	同法第68条の5の2第2項の規定による地区計画等の区域内の建築物の高さの限度を適用しない建築物の許可											総合事務所長
83	同法第68条の5の4第1項の規定による地区計画等の区域内の容積率の制限を適用しない建築物の認定											総合事務所長
84	同法第68条の5の4第2項の規定による地区計画等の区域内の建築物の高さの限度を適用しない建築物の認定											総合事務所長
85	同法第68条の5の5第1項の規定による地区施設等の下にある部分の建築面積を建ぺい率の算定に算入しない建築物の認定											総合事務所長

							総合事務所長
86	同法第68条の7 第1項の規定による 予定道路の指定						総合事務所長
87	同法第68条の7 第5項の規定による 予定道路に接する 場合の容積率の 制限の適用する建 築物の建築の認可						総合事務所長
88	同法第70条第1 項の規定による建 築協定の認可						総合事務所長
89	同法第73条第2 項(同法第74条の 2項及び第76条の 3第4項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る建築協定を認可 した旨の公告						総合事務所長
90	同法第74条第1 項の規定による建 築協定の変更の認 可						総合事務所長
91	同法第74条の2 第4項の規定によ る建築協定区内の 土地が当該建築 協定区画から除 かれたことを知っ た旨の公告						総合事務所長
92	同法第76条第1 項の規定による建 築協定の廃止の認 可						総合事務所長
93	同法第76条第2 項(同法第76条の 3第6項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る建築協定を廃止 した旨の公告						総合事務所長
94	同法第76条の3 第2項の規定によ る一の所有者の土 地を区域とする建 築協定の認可						総合事務所長
95	同法第77条の21 第1項又は第31項 の規定による指定 確認検査機関を指 定した旨の告示						
96	同法第77条の22 第1項の規定によ る指定確認検査機 関の業務区域の変 更の認可						
97	同法第77条の22 第4項の規定によ る指定確認検査機 関の業務区域の変 更の認可をした旨 の公示						
98	同法第77条の23 第1項の規定によ る指定確認検査機 関の指定の更新						
99	同法第77条の24 第4項の規定によ る確認検査員の解 任命令						

			100 同法第7条の27 第1項の規定による確認検査業務規程の認可							
			101 同法第7条の27 第3項の規定による確認検査業務規程の変更命令							
			102 同法第7条の30 の規定による指定 確認検査機関の確 認検査の業務に係 る監督上必要な命 令							
			103 同法第7条の31 第1項の規定によ る報告の徴収及び 立入検査の実施							
			104 同法第7条の32 第1項の規定によ る指定確認検査機 関からの照会に対 する應処等							総合事務所長
			105 同法第7条の32 の第2項の規定に よる指定確認検査 機関への指示							総合事務所長
			106 同法第7条の34 第1項の規定によ る指定確認検査機 関の確認検査の業 務の全部又は一部 の休廃止の届出の 受理及び同条第3 項の規定による公 示							
			107 同法第7条の35 第1項又は第2項 の規定による指定 確認検査機関の指 定の取消し又は業 務の全部若しくは 一部の停止の命令							
			108 同法第7条の35 第3項の規定によ る指定確認検査機 関の指定の取消し をした旨の公示							
			109 同法第7条第2 項の規定による建 築審査会委員の任 命							
			110 同法第8条の3 第1項又は第2項 の規定による建築 審査会委員の解任							
			111 同法第84条の規 定による被災市街 地における区域の 指定及び当該区域 における建築物の 建築の制限若しくは 禁止又は同条第 2項の規定による 制限若しくは禁止 の期間の延長の承 認							
			112 同法第85条第1 項の規定による建 設物の応急の修繕 等に際して建築基 準法令の規定を適 用しない区域の指 定							

			定の承認					
113	同法第36条第4項の規定による応急仮設建築物の存続の許可							総合事務所長
114	同法第36条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可							総合事務所長
115	同法第36条第1項の規定による総合的整備による1又は2以上の建築物の敷地を一の敷地とみなす特例に係る認定							総合事務所長
116	同法第36条第2項の規定による既存建築物の位置等を前提とした総合的整備による建築物を一の敷地とみなす特例に係る認定							総合事務所長
117	同法第36条第3項の規定による特例対象規定の適用について一の敷地とみなすこと及び容積率等の制限を超える建築物の建築の許可							総合事務所長
118	同法第36条第4項の規定による既存建築物の位置等を前提とした総合的整備による建築物の特例対象規定の適用について一の敷地とみなすこと及び容積率等の制限を超える建築物の建築の許可							総合事務所長
119	同法第36条第8項の規定による公告等							総合事務所長
120	同法第36条の2第1項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定							総合事務所長
121	同法第36条の2第21項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可							総合事務所長
122	同法第36条の2第3項の規定による公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可							総合事務所長
123	同法第36条の2第61項の規定による公告等							総合事務所長
124	同法第36条の5第2項の規定による複数建築物の認							総合事務所長

				定の取消し					
125	同法第36条の5 第31項の規定による複数建築物の許可の取消し								総合事務所長
126	同法第36条の5 第41項の規定による公告等								総合事務所長
127	同法第36条の6 第21項の規定による都市計画に基づく総合的整備計画による一円地の住宅施設に係る建築物について容積率等の制限の不適用の認定								総合事務所長
128	同法第36条の8 第11項の規定による全体計画の認定								総合事務所長
129	同法第36条の8 第41項の規定による認定建築主への工事状況報告の請求								総合事務所長
130	同法第36条の8 第5項の規定による認定建築主への改善に必要な措置の命令								総合事務所長
131	同法第36条の8 第61項の規定による認定の取消し								総合事務所長
132	同法第30条の2 第1項の規定による工事中の特殊建築物等の使用禁止等の命令								総合事務所長
十五 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第15条の2 第1項第4号の規定による外壁等が防火構造であることを要しない建築物の認定								総合事務所長
	2 同令第131条の2 第1項の規定による街区の指定								総合事務所長
	3 同令第31条の2 第2項の規定による計画道路又は予定道路を前面道路とみなす建築物の認定								総合事務所長
十六 建築基準法施行規則(昭和25年建基規第40号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第10条の規定による道路の位置を指定した旨の公告								総合事務所長
	2 同規則第11条の3第1項の規定によるフレキシブルディスクによる手続を行うことができる区分の指定								
十七 鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条第2項の規定による災害危険区域の指定及び廃止の公示等								
	2 同条例第3条ただし書の規定によ								総合事務所長

		する事務	る災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の許可						
		3 同条例第4条ただし書の規定によるがガ地付近の建築物の建築の認定							総合事務所長
		4 同条例第6条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による特殊建築物等の敷地が道路に接する長さが基準に満たない建築物の建築の認定							総合事務所長
		5 同条例第9条ただし書の規定による自動車庫等の出入口が同条各号に該当する道路に接する場合の建築の認定							総合事務所長
	十八 建築士 基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第3項の規定による外国の建築士免許を受けた者の二級建築士又は木造建築士の認定							
		2 同法第5条の規定による二級建築士及び木造建築士の免許の登録又は二級建築士の免許証の交付							
		3 同法第9条の規定による二級建築士及び木造建築士の免許の取消し							
		4 同法第10条第1項の規定による二級建築士及び木造建築士がその業務に關し不誠実な行為をしたとき等の場合における戒告、業務の停止の命令又は免許の取消し							
		5 同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の実施							
		6 同法第15条第3号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を有する者の認定							
		7 同法第15条の17の規定による指定試験場の指定							
		8 同法第23条の3の規定による建築士事務所の登録又は更新の登録							総合事務所長
		9 同法第23条の4第1項又は第21項の規定による建築士事務所の登録の拒否							総合事務所長

							総合事務所長
							総合事務所長
							総合事務所長
							総合事務所長
十四 略							
十九 略							
二十 建築物 1 同法第7条第1項の規定による特 定建築物の所有者 に対する指導及び 助言 (平成7年 法律第123 号)に基づ く知事の權 限に属する 事務	1 同法第7条第1 項の規定による特 定建築物の所有者 に対する指導及び 助言 (一) 東部総合事 務所及びハ原総 合事務所の所管 区域ごるもの (二) 中部総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西部総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域ごるもの						東部総合事務 所長
							中部総合事務 所長
							西部総合事務 所長
2 同法第7条第2 項の規定による特 定建築物の所有者 に対する指示 (一) 東部総合事 務所及びハ原総 合事務所の所管 区域ごるもの (二) 中部総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西部総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域ごるもの							東部総合事務 所長
							中部総合事務 所長
							西部総合事務 所長
3 同法第7条第3 項の規定による指 示に従わない特定 建築物の所有者の 公表							
4 同法第7条第4 項の規定による特 定建築物の所有者 に対する報告の要 求又は特定建築物 への立入検査 (一) 東部総合事 務所及びハ原総 合事務所の所管 区域ごるもの (二) 中部総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西部総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域ごるもの							東部総合事務 所長
							中部総合事務 所長
							西部総合事務 所長
5 同法第8条第3							

				I項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
6	同法第8条第8項後段(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の耐震改修の計画を認定したときの建築主事への通知 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
7	同法第9条第1項の規定による建築物の耐震改修の計画の変更の認定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
8	同法第10条の規定による認定事業者に対する報告の要求 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
9	同法第11条の規定による認定事業者に対する改善の命令 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
10	同法第12条の規									

			定による建築物の 耐震改修の看板の 認定の取消し (一) 東部総合事 務所及び八頭総 合事務所の所管 区域に係るもの (二) 中部総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西部総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの							東部総合事務 所長
		11 同法第13条第1 項の規定による特 定優良賃住宅の 入居者の資格に係 る認定基準の特例 の承認								中部総合事務 所長
二十一 淨化	1 同法第5条第1 項の規定による淨 く知事の権 限に属する 事務	(一) 東部総合事 務所及び八頭総 合事務所の所管 区域に係るもの (二) 中部総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西部総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの								西部総合事務 所長
	2 同法第5条第3 項の規定による淨 化槽の設置等の計 画の変更又は廃止 の命令	(一) 東部総合事 務所及び八頭総 合事務所の所管 区域に係るもの (二) 中部総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西部総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの								東部総合事務 所長
	3 同法第5条第4 項の規定による淨 化槽の設置等の届 出(特定行政区に 対するものに限 る。)の内容が相 当であると認める 旨の通知	(一) 東部総合事 務所及び八頭総 合事務所の所管 区域に係るもの (二) 中部総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西部総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの								中部総合事務 所長
二十二 エネ ルギーの使 用の合理化 に関する法 律(昭和54 年法律第4 号)に基づ く知事の権	1 同法第74条第1 項の規定による建 築主への指導及び 助言	(一) 東部総合事 務所及び八頭総 合事務所の所管 区域に係るもの								西部総合事務 所長

住宅政策課		一一十七 略						
十八 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく知事の都合に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による建築基準法等の適用を除外する建物の指定及び認定							
	2 同法第4条第7項の規定による建築主事の所轄区域の指定							
	3 同法第6条第1項第4号の規定による建築主事の確認を要する区域の指定							
	4 同法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定確認検査機関の指定							
	5 同法第6条の2第1項の規定による建築物及び指定確認検査機関への通知					総合事務所長		
	6 同法第7条の3第1項第2号の規定による特定工程の指定							
	7 同法第7条の6第1項第1号の規定による検査済証の交付の建築物の使用の承認				総合事務所長			
	8 同法第9条第1項の規定による違反建築物等の工事の施工の停止等の命令					総合事務所長		
	9 同法第9条第4項(同法第45条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違反建築物の所有者等からの意見の聴取					総合事務所長		
	10 同法第9条第5項(同法第45条第2項において準用する場合を含む。)の規定による重い違反建築物の所有者等に対する通知及び公告					総合事務所長		
	11 同法第9条第7項(同法第10条第4項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による違反建築物等の使用禁止等の命令					総合事務所長		
	12 同法第9条第8項(同法第10条第4項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定において準用する同条第4項の規定による違反建築物の所					総合事務所長		

有者等からの意見の聴取						
13 同法第9条第9項(同法第10条第4項及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による違反建築物等の公示の施設等の停止等の命令又は当該命令等の取消し					総合事務所長	
14 同法第9条第10項の規定による緊急の必要がある場合の重反建築物等の工事の施工等の停止の命令					総合事務所長	
15 同法第9条の2の規定による建築監視員の任命						
16 同法第9条の3第1項の規定による違反建築物の設計者等の氏名等の通知						
17 同法第10条第1項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等の除外勧告					総合事務所長	
18 同法第10条第2項の規定による勧告に係る措置をとることの命令					総合事務所長	
19 同法第10条第3項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等の除外命令					総合事務所長	
20 同法第11条第1項の規定による公益上著しく支障がある既存の建築物の拆築等の命令					総合事務所長	
21 同法第12条第5項の規定による建築物の敷地等の報告の請求					総合事務所長	
22 同法第14条第1項の規定による国土交通大臣に対する助言等の要求						
23 同法第14条第2項の規定による建築主事を置く市町村長に対する勧告等の実施						
24 同法第15条第4項の規定による建築基盤の作成及び当該建築基盤の国土交通大臣への交付						
25 同法第16条の規定による建築主事を置く市町村長に対する報告等の要求						

26 同法第17条第3項及び第10項の規定による市町村長に対する必要な措置をとるべきことの指示									
27 同法第18条第22項第1号の規定による検査済証の交付の建築物の仮使用の承認					総合事務所長				
28 同法第18条第23項の規定による国等の重複建築物に係る遮蔽及び要請					総合事務所長				
29 同法第18条の2第1項の規定による構造計算適合性判定標準の指定									
30 同法第22条第1項の規定による区域の指定並びに同条第2項の規定による当該区域の指定についての都道府県都市計画審議会の意見の聴取及び関係者の同意の取得									
31 同法第42条第1項の規定による道路の幅員を6メートルとする区域の指定									
32 同法第42条第1項第4号の規定による道路の新設等による道路の新設等の事業着手のある道路の指定					総合事務所長				
33 同法第42条第1項第5号の規定による直線の位置の指定					総合事務所長				
34 同法第42条第2項の規定による幅員4メートル未満の道の指定									
35 同法第42条第3項の規定による土地の状況によりやむを得ない場合における水平距離の指定									
36 同法第42条第4項の規定による道路の指定					総合事務所長				
37 同法第43条第1項ただし書の規定による建築物の敷地の設置要件を適用しない建築物の建設の許可					総合事務所長				
38 同法第44条第1項第2号及び第4号の規定による道路内等における建築物の建築等の許可					総合事務所長				
39 同法第44条第1項第3号の規定による地区計画等区					総合事務所長				

域内の道路の上空等に別ける建築物の建築の認定						
40 同法第45条第1項の規定による私道の変更等の禁止又は制限					総合事務所長	
41 同法第46条第1項の規定による壁面線の指定及び同条第15項の規定による公示					総合事務所長	
42 同法第46条第1項の規定による壁面線の指定に係る利害関係を有する者からの意見の聴取					総合事務所長	
43 同法第47条ただし書の規定による壁面線を超えた歩廊の柱等の建築の許可					総合事務所長	
44 同法第48条第1項から第13項までに掲げる用途地域内における構築物の建築の許可					総合事務所長	
45 同法第49条第14項の規定による用途地域内に建築物を建築することができる場合等の許可に係る利害関係を有する者からの意見の聴取及び同条第15項の規定による公示					総合事務所長	
46 同法第51条ただし書の規定による鉄筋市場等の新築等の許可					総合事務所長	
47 同法第52条第1項第6号の規定による容積率の指定						
48 同法第52条第2項の規定による前面積率に乘じる係数の指定						
49 同法第52条第8項の規定による指定区域内の容積率緩和のために別に定める数値の指定						
50 同法第52条第8項第1号の規定による区分の指定						
51 同法第52条第10項、第11項及び第14項の規定による容積率の制限の緩和の許可					総合事務所長	
52 同法第53条第1項第6号の規定による建ぺい率の指定						
53 同法第53条第3項の規定による建ぺい率の特例を適用する敷地の指定						